

平成 31 年
岩手県教育委員会定例会
3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

平成 31 年 3 月 岩手県教育委員会定例会議事日程

平成 31 年 3 月 20 日（水）午後 1 時 30 分

第 1 会期決定の件

- 第 2 事務報告 1 平成 31 年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数について (学 校 教 育 課)
- 第 3 事務報告 2 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・平成 30 年度全国中学校体育大会冬季大会・第 74 回国民体育大会冬季大会の結果について (保 健 体 育 課)
- 第 4 議案第 40 号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教 職 員 課)
- 第 5 議案第 41 号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教 職 員 課)
- 第 6 議案第 42 号 文化財の指定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第 7 議案第 43 号 平成 31 年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学 校 教 育 課)
- 第 8 議案第 44 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教 職 員 課)
- 第 9 議案第 45 号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教 職 員 課)

閉会

平成31年度岩手県立特別支援学校高等部の学級数について

1 学級設置の基本的考え方

障がいのある児童生徒に一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、望ましい成長発達を促すとともに、社会参加と自立を図るため、教育諸条件を整える。

2 学級数の取扱い

県立特別支援学校高等部の在籍数及び入学希望見込みの増減等を勘案し、毎年度調整するものとする。

3 学級数の増減

【学級数を増やす学校】

学校名	対象障がい	部・科・学級	31年度学級数	学級数の増減	備考
前沢明峰支援学校	知的障がい・肢体不自由	高等部・普通科 通常学級	3 学 級 (定員 24名)	1 学 級 増 (定員 8名)	16名の定員を超える25名の入学予定者

【学級数を減ずる学校】

学校名	対象障がい	部・科・学級	31年度学級数	学級数の増減	備考
盛岡視覚支援学校	視覚障がい	高等部・普通科 重複学級	/	1 学 級 減 (定員 3名)	入学予定者無
		高等部・保健医療科 通常学級	/	1 学 級 減 (定員 8名)	入学予定者無
盛岡聴覚支援学校	知的障がい	専攻科・産業技術科 通常学級	/	1 学 級 減 (定員 8名)	入学予定者無
一関清明支援学校	知的障がい	高等部・普通科 通常学級	2 学 級 (定員 16名)	1 学 級 減 (定員 8名)	24名の定員を下回る11名の入学予定者
釜石祥雲支援学校	病・肢	高等部・普通科 通常学級	/	1 学 級 減 (定員 8名)	入学予定者無

<参考>

平成28年度以降の県立特別支援学校高等部募集定員・学級（訪問教育を除く）

	平成31年度		平成30年度		平成29年度		平成28年度	
	学級数 (変更後)	募集定員 (変更後)	学級数	募集定員	学級数	募集定員	学級数	募集定員
通常学級	35 (32)	280名 (256名)	33	264名	35	280名	36	288名
重複障害学級	38 (37)	114名 (111名)	41	123名	38	114名	35	105名
合 計	73 (69)	394名 (367名)	74	387名	73	394名	71	393名

※ 通常学級は、1学級8名定員を基準とする。

※ 重複障害学級は、1学級3名定員を基準とする。また、重複障害学級は1～3年を通じた学級である。

平成31年度岩手県立特別支援学校高等部・専攻科学級数及び入学予定者数一覧

対応障がい	学校名	部	学科	学級数・人数		入学予定者数	備考
視覚障がい	盛岡視覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	1	
				重複 0学級	0	0	0学級に変更(1学級減)
		専攻科	保健医療科	通常 0学級	0	0	0学級に変更(1学級減)
			保健医療科 理療科	通常 1学級	8	2	
聴覚障がい	盛岡聴覚支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	5	
				重複 1学級	3	2	
		専攻科	産業技術科	通常 1学級	8	2	
知的障がい	盛岡峰南高等支援学校	高等部	生活科学科	通常 4学級	32	38	
			農産技術科				
			加工生産科				
			流通・サービス科				
	盛岡みたけ支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	12	
				重複 5学級 ※	15	2	
	二戸分教室	高等部	普通科	通常 1学級	8	1	
				重複 1学級 ※	3	0	
	盛岡ひがし支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	15	
				重複 1学級 ※	3	1	
知的障がい・肢体不自由	花巻清風支援学校	高等部	普通科	通常 3学級	24	27	
				重複 5学級 ※	15	5	
	前沢明峰支援学校	高等部	普通科	通常 3学級	24	25	3学級に変更(1学級増)
				重複 4学級 ※	12	4	
	気仙光陵支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	14	
重複 3学級 ※				9	3		
宮古恵風支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	12		
			重複 3学級 ※	9	4		
久慈拓陽支援学校	高等部	普通科	通常 2学級	16	14		
			重複 2学級 ※	6	1		
肢体不自由	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	2	
				重複 3学級	9	7	
病弱	盛岡青松支援学校	高等部	普通科	通常 1学級	8	3	
				重複 2学級	6	5	
病弱・知的障がい	一関清明支援学校	高等部	普通科(知的)	通常 2学級	16	11	2学級に変更(1学級減)
			普通科(病・肢)	通常 1学級	8	6	
			普通科	重複 4学級 ※	12	3	
			あすなろ分教室	普通科	重複 1学級	3	3
病弱・知的障がい	釜石祥雲支援学校	高等部	普通科(知的)	通常 1学級	8	12	
			普通科(病・肢)	通常 0学級	0	0	0学級に変更(1学級減)
			普通科	重複 1学級 ※	3	0	
	しゃくなげ分教室	普通科	重複 1学級	3	3		
訪問教育	盛岡となん支援学校	高等部	普通科	※	若干名	1	
	盛岡みたけ支援学校		普通科	※	若干名	0	
	花巻清風支援学校		普通科	※	若干名	0	
	前沢明峰支援学校		普通科	※	若干名	0	
	一関清明支援学校		普通科	※	若干名	0	
	気仙光陵支援学校		普通科	※	若干名	0	
	釜石祥雲支援学校		普通科	※	若干名	0	
	宮古恵風支援学校		普通科	※	若干名	0	
久慈拓陽支援学校	普通科	※	若干名	0			

※は1～3学年を通じた人数として示している。

平成30年度全国高等学校総合体育大会冬季大会・平成30年度全国中学校体育大会冬季大会・
第74回国民体育大会冬季大会の結果について

1 平成30年度全国高等学校総合体育大会冬季大会

(1) スケート・アイスホッケー

- ① 会 期 平成31年1月23日(水)～26日(土)
- ② 会 場 福島県
- ③ 参加数 (競技数) 全3競技 (参加者数) 選手36名 ※昨年度33名
- ④ 成 績 1競技 5種目入賞(8位以内) ※昨年度 1競技3種目入賞

【1位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名
1	1	スピード	女子500m	熊谷 萌(盛岡工業)

【5位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名
2	1	スピード	女子1000m	熊谷 萌(盛岡工業)
3	2	スピード	女子2000mリレー	盛岡工業(熊谷、大坪、吉田、昆)

【6位】

4	1	スピード	女子学校対抗	●盛岡工業
---	---	------	--------	-------

【8位】

5	1	スピード	女子追い抜き	盛岡工業(熊谷、大坪、吉田)
---	---	------	--------	----------------

(2) スキー

- ① 会 期 平成31年2月8日(金)～2月12日(月)
- ② 会 場 秋田県
- ③ 参加数 (競技数) 1競技 (参加者数) 選手26名 ※昨年度35名
- ④ 成 績 1競技 6種目入賞(10位以内) ※昨年度 1競技2種目入賞

【2位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名 ●は団体 ※公開競技
1	1	スキー	男子ジャンプ	小林 龍 尚(盛岡中央)

【7位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名 ●は団体 ※公開競技
2	1	スキー	男子複合	谷 地 宙(盛岡中央)

【8位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名 ●は団体 ※公開競技
3	1	スキー	女子距離リレー	●盛岡南(小田、滝沢、藤本)

【9位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名 ●は団体 ※公開競技
4	1	スキー	女子ジャンプ	※矢 部 凜 香(盛岡中央)
5	2	スキー	男子距離フリー	大 堰 徳(盛岡南)

【10位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名 ●は団体 ※公開競技
6	1	スキー	男子学校対抗	●盛岡中央高校

2 平成30年度全国中学校体育大会冬季大会

(1) スケート・アイスホッケー

- ① 会期・会場 アイスホッケー 平成31年1月25日(金)～1月27日(日)
北海道・帯広市
- スケート 平成31年2月2日(土)～2月5日(火)
長野県長野市
- ② 参加数 (参加者数) 選手29名 ※昨年度30名
*アイスホッケー22名、スピードスケート6名、フィギュア1名
- ③ 成績 入賞者なし ※昨年度 入賞1種目

(2) スキー

- ① 会 期 平成31年2月4日(月)～2月7日(木)
- ② 会 場 新潟県・魚沼市他
- ③ 参加数 (参加者数) 選手33名 ※昨年度32名
- ④ 成 績 3種目入賞 ※昨年度 4種目入賞

【3位】

T.N	S.N	競技名	種目名	個人・団体名 ●は団体
1	1	スキー	男子大回転	高橋 大虎 (和賀西3)

【5位】

3	1	スキー	クロカン女子4×3kmリレー	●小田 結莉菜 (雫石3) 西舘 朱里 (奥中山1) 桐山 はる菜 (雫石3) 中嶋 愛優 (奥中山2)
---	---	-----	----------------	---

【6位】

3	1	スキー	クロカン男子4×5kmリレー	●菅野 光輝 (沢内3) 大堰 頌仁 (沢内2) 新里 岳士 (雫石3) 安保 大空 (松尾3)
---	---	-----	----------------	---

3 第74回国民体育大会冬季大会

(1) 大会の概要

	スケート競技会・アイスホッケー競技会	スキー競技会
① 期 日	1月30日(水)～2月3日(日)	2月14日(木)～17日(日)
② 会 場	北海道釧路市	北海道札幌市
③ 本県選手団	57人(選手監督47人・本部役員10人)	70人(選手監督60人・本部役員10人)

(2) 競技別成績

	スケート競技会・アイスホッケー競技会	スキー競技会
① 天皇杯	19位 53点(昨年14位 87点)	5位 62点(昨年6位 52点)
② 皇后杯	14位 34点(昨年9位 42点)	7位 20点(昨年8位 21点)

(3) 総合成績(冬季大会終了時 スケート・アイスホッケー・スキーの合計)

総合成績 / 年度	順 位	得 点
天皇杯(男女総合成績)	13位(昨年10位)	115.0点(昨年139点)
皇后杯(女子総合成績)	13位(昨年9位)	54.0点(昨年63点)

(4) 競技別得点推移(5ヶ年 *参加点含まず)

	74回(31年)	73回(30年)	72回(29年)	71回(28年)	70回(27年)
スケート	33	67	92	105	42
アイスホッケー	0	0	0	0	0
スキー	52	42	53	43	52.5
計	85	109	145	148	94.5

(5) 入賞者一覧

①スケート競技・アイスホッケー競技 入賞数9(昨年15)

	順 位	種 目	種 別	入 賞 者	得点
1	優勝	スピード 500m	少年女子	熊谷 萌(盛岡工業高校)	8点
2	第3位	スピード 3000m	成年女子	阿部 真衣((株)岩手ファーム)	6点
3	第4位	スピード 2000mリレー	少年女子	吉田雪乃(盛工)、大坪紗紀(盛工)、 沢野心想事成(盛農)、熊谷 萌(盛工)、 竹田ひろの(盛農)	5点
4	第5位	ショートトラック 500m	成年男子	村竹 啓恒(岩手県体育協会)	4点
5	第6位	スピード 2000mリレー	成年女子	星野帆乃華(日体大)、安倍真衣(岩 手ファーム)、鈴木桃衣(日体大)、 三嶋 萌(大東大)	3点
6	第6位	スピード 2000mリレー	少年男子	内沢勇翔(盛工)、高橋佑太郎(盛 農)、佐々木雄琉(盛工)、夏目楓馬 (市立)	3点
7	第7位	スピード 5000m	成年男子	渡部 知也((株)シリウス)	2点
8	第8位	スピード 1000m	少年女子	吉田 雪乃(盛岡工業高校)	1点
9	第8位	スピード 3000m	少年女子	沢野 心想事成(盛岡工業高校)	1点

(スピードスケート競技、アイスホッケー競技にそれぞれ参加点10点ずつ)

②スキー競技 入賞数9 (昨年12)

	順位	種目	種別	入賞者	得点
1	優勝	ノルディックコンバインド	成年男子A	三ヶ田泰良 (明治大学)	8点
2	準優勝	クロスカンтриー	成年女子A	土屋 正恵 (日本大学)	7点
3		スペシャルジャンプ	少年男子	小林 龍尚 (盛岡中央高校)	7点
4	第3位	スペシャルジャンプ	成年男子B	永井 健弘 (盛岡市役所)	6点
5		ノルディックコンバインド	成年男子B	永井 陽一 (松尾中学校教)	6点
6	第4位	ジャイアントスラローム	成年男子B	小船 勝巳 (荒沢運送有限会社)	5点
7		ノルディックコンバインド	成年男子B	永井 健弘 (盛岡市役所)	5点
8		ノルディックコンバインド	少年男子	谷地 宙 (盛岡中央高校)	5点
9	第6位	クロスカンтриー	女子リレー	滝沢日菜 (盛南)、小田綺花 (盛南)、 藤本真澄 (盛南)、土屋正恵 (日大)	3点

(スキー競技参加点 10点)

議案第40号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] <u>(3) 総合教育会議に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] (25) [略] <u>(26) 教育関係の一般社団法人及び一般財団</u> <u>法人並びに公益信託に関すること。</u> (27) [略] (28) [略] (29) [略] (30) [略] (31) [略] (32) [略]	教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)・(2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略] (13) [略] (14) [略] (15) [略] (16) [略] (17) [略] (18) [略] (19) [略] (20) [略] (21) [略] (22) [略] (23) [略] (24) [略] <u>(25) 教育関係の公益信託に関すること。</u> (26) [略] (27) [略] (28) [略] (29) [略] (30) [略] (31) [略]

(33)	[略]
(34)	[略]
(35)	[略]
	[略]
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	[略]	
	教育企画室	企画課長 [略]
		[略]
[略]		
[略]		

2・3 [略]

(32)	[略]
(33)	[略]
(34)	[略]
	[略]
[略]	

(職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
本庁	[略]	
	教育企画室	教育企画推進監 [略]
		[略]
[略]		
[略]		

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月20日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

教育委員会事務局の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会事務局の組織を改めようとするものである。

第2 規則案の内容

- 1 事務局本庁において、「企画課長」を廃止し、「教育企画推進監」とすること。(第28条関係)
- 2 総合教育会議に関する事務の知事部局への移管に伴い、教育企画室の分掌事務から当該事務を削ること。(第16条関係)
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する事務の知事部局への移管に伴い、教育企画室の分掌事務から当該事務を削ること。(第16条関係)。
- 4 施行期日
この規則は、平成31年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第41号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																						
<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課長、担当課長又は特命課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 室長又は総括課長の職務を代理する課長又は担当課長の順位に関すること。</p> <p>(6) 課長、担当課長及び特命課長（次号及び第8号において「課長等」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(7) <u>課長等</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(8) <u>課長等</u>の休暇及び所属職員の服務（休暇を除く。）に関すること。</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				室長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長				[略]			[略]				課長、担当課長又は特命課長	[略]			<p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">決裁権者</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">代決権者</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">第1順位者</th> <th style="text-align: center;">第2順位者</th> <th style="text-align: center;">第3順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">当該事務を担当する<u>教育企画推進監</u>、<u>課長又は担当課長</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>教育企画推進監</u>、<u>課長</u>、<u>担当課長</u>又は<u>特命課長</u></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長等共通専決事項)</p> <p>第7条 本庁の室長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 室長又は総括課長の職務を代理する<u>教育企画推進監</u>、<u>課長</u>、<u>担当課長</u>又は<u>特命課長</u>の順位に関すること。</p> <p>(6) <u>教育企画推進監</u>、<u>課長</u>、<u>担当課長</u>及び<u>特命課長</u>（次号及び第8号において「<u>教育企画推進監等</u>」という。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(7) <u>教育企画推進監等</u>の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(8) <u>教育企画推進監等</u>の休暇及び所属職員の服務（休暇を除く。）に関すること。</p>	決裁権者	代決権者			第1順位者	第2順位者	第3順位者	[略]				室長	当該事務を担当する <u>教育企画推進監</u> 、 <u>課長又は担当課長</u>				[略]			[略]				<u>教育企画推進監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>担当課長</u> 又は <u>特命課長</u>	[略]		
決裁権者		代決権者																																																					
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																				
[略]																																																							
室長	当該事務を担当する課長、担当課長又は特命課長																																																						
	[略]																																																						
[略]																																																							
課長、担当課長又は特命課長	[略]																																																						
決裁権者	代決権者																																																						
	第1順位者	第2順位者	第3順位者																																																				
[略]																																																							
室長	当該事務を担当する <u>教育企画推進監</u> 、 <u>課長又は担当課長</u>																																																						
	[略]																																																						
[略]																																																							
<u>教育企画推進監</u> 、 <u>課長</u> 、 <u>担当課長</u> 又は <u>特命課長</u>	[略]																																																						

<p>(9)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第7条の2 本庁の課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(教育企画室の課長等の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>企画課長専決事項</u></p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>(9)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育企画推進監等共通専決事項)</p> <p>第7条の2 本庁の<u>教育企画推進監</u>、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(教育企画室の<u>教育企画推進監</u>等の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、<u>教育企画推進監</u>、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>教育企画推進監専決事項</u></p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月20日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋嘉行

理由

教育委員会事務局の組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

第1 改正の趣旨

教育委員会事務局の組織改編に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 訓令案の内容

- 1 教育企画室において、「企画課長」を廃止し、「教育企画推進監」を新設することに伴い、所要の整備をすること。(第3条、第7条、第7条の2、第8条関係)

- 2 施行期日

この訓令は、平成31年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第 42 号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて、議決を求める。

1 岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員 数	所 有 者
有第 265 号	本宮観音堂 附 厨子	観音堂 1 棟 附 厨子 1 基	胆沢郡金ヶ崎町西根大前 118 番地 谷地下自治会
有第 266 号	木造観音菩薩立像（伝 十 一面観音）	1 軀	遠野市松崎町駒木 13 地割 24 宗教法人西教寺
有第 267 号	金銅聖観音菩薩坐像御正 躰	1 面	遠野市綾織町新里 10 地割 12 出羽神社別当 菊池万吉

平成 31 年 3 月 20 日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

理由

岩手県指定有形文化財の指定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（建造物）
名 称 ・ 員 数	もとみやかんのんどう 本宮観音堂 1 棟 つけたり ずし 附 厨子 1 基
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	金ケ崎町西根大前 118 番地 谷地下自治会
文化財の所在場所	金ケ崎町西根本宮後 23 番地 10
指 定 理 由	<p>当該文化財は、金ケ崎町西根本宮に所在する本宮観音堂である。その創立は確たる資料を欠いているため詳らかではないが、宝暦 13 年（1763）の「風土記 西根村」や安永 5 年（1776）の「風土記御用ニ付書上控 西根村」などよると、源義家が安倍貞任との合戦の際に陣場として勝利を成し遂げたので勸進したとの記述がある。現在の建物は内部板壁に「元禄十六年」の墨書等があること、また、墓股や木鼻などの建物の細部意匠の特徴から 17 世紀中頃に建てられたと推測される。</p> <p>観音堂の構造形式は、桁行三間、梁間三間、一重、宝形造、向拝一間、鉄板葺で正面をほぼ南面して建っており、四周に縁を回らせている。内部は正面柱筋から一間半後方位置に東西柱間一間とする円柱を二本立て、この後方全体を内陣としている。現在、内陣正面は腰壁上に格子戸嵌め殺し、両側面は前寄り一間幅を開放として内部後方に小規模な厨子を安置するが、当初の西面は全面を板壁とし東面は前寄り半間を板戸片引きの出入口、後方一間を板壁とする閉鎖的な内陣構成であったことがその痕跡から認められる。</p> <p>軒は一軒で、一本垂木間に二本と三本の吹寄せ垂木を交互に配した類例の少ない吹寄せ垂木形式の軒である。小屋組は全体に渡りほぼ当初材が維持されている。現在の屋根は昭和 48 年施工の鉄板葺であるが、それ以前は茅葺であったことが古写真から確認できる。</p> <p>観音堂内部に安置される厨子は、桁行一間、梁間一間、一重、宝形造、板葺で、建物からは独立し、内部に本尊十一面観音菩薩立像を安置している。厨子の制作年代も詳細は不明であるが、軒の隅木と化粧垂木の隅から四本目までの部材の下端に比較的強い反りが施されている点は中世期的なものであるものの、全ての化粧垂木に強いそりが施されておらず、厨子全体を黒漆塗を主体とした黒色塗装で仕上げている点や、各構成部材の木割が規模の割に大きい点などから、江戸時代中期以前の製作になるものと思われ、本宮観音堂と同じ 17 世紀中頃と推定される。</p> <p>本宮観音堂の特徴として、仏堂の中央位置に円柱を二本立て、桁行一間、梁間一間半規模の閉鎖的な内陣を室後方に設けている室構成は全国的に見ても珍しいものである。また、軒を事例の少ない吹寄せ垂木形式として</p>

いる点や、内陣中央正面の部材構成法も異例である。特に、外陣、内陣の室構成は特異なものと言って良く、建築史的側面のみならず、宗教史的側面からも、重要かつ貴重な仏堂建築である。古式の軒形式をみせる内陣安置の厨子とともに、将来にわたり保存維持する必要がある建造物である。

【岩手県文化財指定基準】

第1 有形文化財指定基準 建造物の部

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの。

- (1) 意匠的に優秀なもの。
- (2) 技術的に優秀なもの。
- (3) 歴史的価値の高いもの。
- (4) 学術的価値の高いもの。
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの。

<参考写真>



観音堂外観



内陣



吹寄せ垂木



厨子

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（彫刻）
名 称 ・ 員 数	もくぞうかんのんぼさつりゆうぞう でん じゅういちめんかんのん 木造観音菩薩立像(伝 十一面観音) 1 軀
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	遠野市松崎町駒木 13 地割 24 宗教法人西教寺
文化財の所在場所	遠野市松崎町松崎 11 地割 83 松崎観音堂
指 定 理 由	<p>当該文化財は、遠野七観音巡礼第二番札所松崎観音堂の本尊像であり、現在、同内陣厨子内に安置されている木造観音菩薩立像(伝 十一面観音)である。</p> <p>一重蓮華座上に立ち、総高 215.9cm を測り、現状で2面2目2臂の菩薩立像である。その姿は両腕を閉じて上腕を左右とも体側に密着させており、左手は臂を曲げて掌を前方に出して全指をにぎって未敷蓮華を執っている。右手は臂をわずかに屈して右大腿部前面で掌を前に向けて全指を伸ばしている。像の背面には墨書銘を有しており、その内容から慶長 11 年の制作とわかる。</p> <p>構造は頭体幹部一材製で、髻頂から足柄、両前腕の大半、両袖先と裾先を含めて像の大略がカツラ材とみられる堅木一材製である。別製の頭上面、白毫相、左右の前腕袖先端、両手首先、両足先などは接合されており、これらもカツラ材とみられる材である。背板材のほぼ全面にわたって墨書銘を有しており、その文意から供養年月日、関与した人名などの情報が読み取れる。これらは同時期の文献資料が潤沢とはいえない当地の営みの一端を今に伝える存在としても評価されるべきものである。</p> <p>本像は、細身で腰高かつ抑揚に乏しい体軀、動きのない直立姿勢などの作風や素地に直接彩色を施す点、上眼瞼と下眼瞼に段差をつけて表す眼の造形のなどに中世以前の影響が顕著にみられるが、一方で本像は頭体幹部材に木心を外した規格材を用いていることや、銘文を背面に記入していることなど、平安諸像とは異質な特徴も指摘される。さらに、下膨れの頭部は面長で独特な形状を示し、着衣が如来像のものである点などは、本像に独自の表現といえる。</p> <p>このように本像は、現岩手県域に所在する平安諸像の作風と構造とを学習し、それらを規範として制作された像と評価され、平安時代の規範意識が当代まで存在していたことを示す像として、さらにその規範の掉尾を飾る像として、岩手県の歴史を知る上で重要な位置を占めている。また、本像のように、旧来の規範を窺えるように遵守することで、平安時代以来の伝統が息づいていることを示すとともに、本像に続く近世の多様かつ豊穡な歴史文化の先駆けとして評価すべき重要な存在である。</p>

【岩手県文化財指定基準】

第1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。
- 2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。

<参考写真>



※遠野市教育委員会提供

諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財(工芸品)
名 称 ・ 員 数	こんどうしょうかんのんぼさつざぞうみしょうたい 金銅聖観音菩薩坐像御正躰 1面
所有者(保持者・団体)の住所・氏名(名称)	遠野市綾織町新里10地割12 出羽神社別当 菊池万吉
文化財の所在場所	遠野市綾織町新里8地割地内 出羽神社(羽黒堂)
指 定 理 由	<p>当該文化財は、遠野市綾織町の羽黒堂のもと本尊で、聖観音を本地仏とする羽黒権現の御正躰であり、現在は別当家に保管されている。</p> <p>鏡板内区中央やや下方に、一重蓮華座に坐す1面2目2臂の菩薩像で、その左右に華瓶各1口を配置している。現在は化仏持物とも欠失しているが、類例からもとは地髪前面に化仏を戴き、左手に未敷蓮華を持つ聖観音菩薩坐像御正躰であると認められる。鏡板は直径約 30cm と比較的大型の御正躰である。</p> <p>当該文化財の制作年代は不明であるが、鏡板には厚手で硬質な銅板を用い、仏像には鑄損じや造形の省略・崩れもなく、タガネによる打ち締めや細部の表現まで入念に行われており、南北朝以降の薄銅板製御正躰とは一線を画す仕上がりをみせている。大船渡市・末崎熊野神社御正躰群のうち鎌倉時代後期頃の制作と推測されている金銅薬師如来坐像御正躰と比較しても、鏡板の厚さやタガネの打ち締めの入念さなどから、出羽神社御正躰は熊野神社御正躰の制作年代をくだらないと考えられる。制作優秀であり、全国に所在する同種の文化財の比較検討に堪えうる存在として、現岩手県域に所在する御正躰の評価及び編年に不可欠の存在である。</p> <p>また、当該文化財は、欠失する持物が他例から未敷蓮華とみて間違いなく、伝来地と像容から出羽三山のうち羽黒山本地仏をあらわすものと認められる。当該文化財が神体であった羽黒堂は近世には当地の信仰拠点であったとされ、この地には羽黒堂のほか大日堂があることから、当地一帯が出羽三山になぞらえた信仰拠点である可能性が高く、近世には出羽三山信仰が現岩手県域に浸透し、当地で三山になぞらえた場所が機能していたことを示し、岩手県域における近世の信仰のあり方を知る上でも見過ごすことのできない重要な存在である。</p> <p>【岩手県文化財指定基準】</p> <p>第1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部</p> <p>1 各時代の遺品のうち、製作優秀で県の文化史上貴重なもの。</p> <p>2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。</p>

<参考写真>



鏡 面



鏡 背



鏡背（墨書銘・赤外線画像）

※遠野市教育委員会提供